

生駒市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成20年6月10日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成20年4月18日

3 請求の要旨

原文のとおり（個人名は省略した。）

平成13年5月「花のまちづくりセンターふろーらむ」を中心とした緑化プランについて、第11回緑化大賞を受賞した際の助成金が交付されました。この助成金は、生駒市に入金され市の公金として税金と同様に法令諸規則による管理と支出の対象となるものである。

然るに前市長中本幸一は、大胆不敵にもこの助成金全額の横領を企て、恐怖支配と恐れられた闇の職員監視機能を駆使して、生駒市全庁に自己の言うことを聞かせる完成させていた体制を利用して、当時の都市整備部長、公園緑地課長、秘書課主幹・課長及び公園緑地課課長補佐らをして、この公金横領を目的にした架空口座＝私的口座を開設させ、当該助成金をこの私的口座に入金させた上、中本が私的に費消していた。また、上の職員らは、費消を除く行為を実行した。それは、絶大な権力を誇る中本の単純に言いなりになったのではなく、不正に協力加担することがより自己の栄達保身になることをも承知していた故である。

生駒市は平成20年3月7日懲戒処分を行ったが、たとえ中本が恐怖支配体制を強制していても、実行した行為は公金横領の共犯であり、付随する数々の犯罪行為である。公務員として許されない違法行為を行った当時の秘書課主幹でその後、その違法不正行為の功績を買われ秘書課長となった処分時福祉健康部次長級職員・福祉健康部次長社会福祉協議会事務局事務従事を懲戒処分の戒告と本人からの願いによる課長職への降格などと、「甘い、軽い、優しい」杜撰な処分でお茶を濁したことは、市民と社会に対する背信である。

元秘書課長で現福祉事務所福祉総務課課長社会福祉協議会事務局事務従事は、本件懲戒処分において、諭旨依願退職、又は、停職6ヶ月の処分が相当なところ、戒告の処分とした行為は、明らかに違法不当です。

よって、元秘書課長で現福祉事務所福祉総務課課長社会福祉協議会事務局事務従事に対

し停職6ヶ月に相当する金額を市に返還させるよう、監査委員は、市長に対して勧告してください。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年4月25日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成20年5月2日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

本件請求書に記載された内容及び陳述時の補足説明から、現福祉事務所福祉総務課課長社会福祉協議会事務局事務従事(以下「対象職員」という。)について、戒告の懲戒処分(以下「本件懲戒処分」という。)とし、給与が減額されずに支払われたことが違法・不当であるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市市長公室を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、市長公室長及び職員課長の出席を求め、平成20年5月2日に事情聴取を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

本件請求書の要旨、請求人の陳述及び提出された事実証明書等並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 事件発生の経緯

本市においては、花と緑のまちづくりを推進すべく「花のまちづくりセンターふろーらむ」が平成13年4月に開園したが、開園に先立ち本市において企画した同センターを中心とした緑化プランが平成12年11月に財団法人都市緑化基金などが主催する第11回「緑のデザイン賞」における緑化大賞を受賞し、平成13年5月に同賞に係る助成金10,160,640円(以下「本件助成金」という。)が交付された。

しかし、本件助成金は、本来、生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)及び生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)に基づき収入役口座に入金すべきであったところ、本市前市長中本幸一の指示によって市職員が関与した上で、「花のまちづくりセンター協議会会長中本幸一」との架空名義の預金口座に入金がなされ、その後、前市長によって私的に費消された(以下「本件事件」という。)

(2) 本件処分に至った経緯

本市においては、平成19年4月に生駒市総合スポーツ公園用地購入事件が発覚して以降、足湯施設建設事件、本件事件が相次いで発覚したことから、同種事件の再発防止を目的として、生駒市総合スポーツ公園用地購入問題等調査委員会を設置した。同委員会は、本件事件について当時事件に関与した疑いのある市職員に対して聞き取り調査などを実施し、その結果や今後の改善措置等について、平成20年2月6日付け「調査報告書―緑化大賞助成金横領案件について―」（以下「調査報告書」という。）を市長に提出した。調査報告書によれば、対象職員は、本件事件発生時には市長公室秘書課主幹の地位にあって、前市長の指示を受けて上記架空名義口座を開設し、本件助成金を本来入金すべき収入役口座とは別の上記架空名義口座に入金させ、以後当該口座に係る預金の出し入れを行ったことにより、結果として前市長による本件助成金の私的費消を可能にさせたものであり、その責任は免れないとの指摘がなされた。

上記の指摘を受けて、職員らの本件事件への関与は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、同法第30条（服務の根本基準）に違背するものであり、処分の検討が必要であるとして、生駒市職員分限懲戒審査会規程（平成5年10月生駒市訓令甲第7号）に基づき設置された生駒市職員分限懲戒審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成20年2月7日、対象職員らに対する懲戒処分の審査につき諮問がなされた。

上記諮問に対し、審査会は、本件事件に直接に関与した職員及びその職員を管理監督すべき幹部職員について責任を認め、対象職員らの行為は重大な非違行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当するとした。そのうえで、処分の量定については、最近の他団体における組織的事案の処分事例及び人事院の懲戒処分の指針を参考にし、架空名義口座への出入金につき直接関与した度合い及び関与に係る黙認・隠ぺいの状況並びに職員の職位から本来なすべき対応をとらなかった責任について勘案し、対象職員については減給10分の1（2か月）との処分が相当であるとする答申を平成20年2月22日に行った。

審査会からの答申を受け、対象職員に対する事情聴取を経て、市長は、平成20年3月4日に当時次長級であった対象職員が自ら課長級への降格の申出を行ったこと等を考慮し、同年3月7日、戒告の処分が相当であると判断し、当該処分を科した。

2 判断

- (1) 住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の長や委員会などによる違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるが、上記行為などが違法若しくは不当となるのは、単にそれ自体が違法若しくは不当な場合だけではなく、その原因となるべき行為が違法若しくは不当な場合の財務会計上の行為なども違法若しくは不当になると考えられる。本件においても、対象職員に対する戒告との懲戒処分が違法若しくは不当で、より重い停職等の処分が相当であれば、本件給与は減額されることから、そのような場合に対象職員を戒告として本件給与を減額することなく全額支払うことは違法若しくは不当となる。そこで、まず、本件懲戒処分の違法性などについて、検討する。

(2) 本件懲戒処分の違法性などについて

公務員に対する懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため、科される制裁である。地方公務員法は、職員に法律、条例違反、職務上の義務違反など一定の懲戒事由があった場合に、懲戒処分をすることができる旨を定めているが(同法第29条第1項)、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をするときにいかなる処分を選択すべきかについては、平等取扱の原則(同法第13条)、公正であるべきこと(同法第27条第1項)を定めている以外には具体的な基準は定めていない。したがって、職員に対する懲戒処分を行うに当たって、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の当該行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、及び懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができるものと考えられ、その判断は、上述のような広範な事情を総合的に考慮してされるものであり、懲戒権者の裁量に任されていると解される。懲戒権者が裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならない(最高裁判所昭和52年12月20日判決、昭和47年(行ツ)第52号同旨)し、また不当性を判断するにも慎重であるべきである。

本件懲戒処分を行うに当たっては事前に審査会に諮問が行われ、審査会から減給10分の1(2か月)の処分を相当とする答申がなされたが、市長は当時次長級であった対象職員が自ら課長級への降格の申出を行ったこと等を考慮し、戒告とする処分を行った。上記処分に至る手続並びにその内容から考えて、本件懲戒処分が裁量権を逸脱して社会観念上著しく妥当性を欠いているとは言えず、また裁量権を濫用したとも認められない。したがって、市長による本件懲戒処分を違法若しくは不当ということはできない。

(3) 給与が全額支給されたことについて

本件懲戒処分は違法若しくは不当ではないことから、本件給与の支給も違法若しくは不当となることはない。

以上のとおり、対象職員について、戒告の懲戒処分とし、給与が減額されることなく支払われたことは違法・不当であるとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断し請求を棄却する。